

危険物取扱者の保安講習案内（令和6年度）

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23に規定する危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり行います

1 受講対象者

消防法第13条の23の規定により、危険物取扱者免状の交付を受け、危険物施設（製造所・貯蔵所・取扱所）において、危険物の取扱いに従事している者（危険物保安監督者も含む）は、定められた期間内に受講しなければならない義務があります。

定められた受講期限は、原則として（規則第58条の14）

① 前回講習を受講した日以降における最初の4月1日から3年以内。

（令和3年度に保安講習を受講した者）

② 危険物の取扱いに従事した日から、1年以内。ただし、過去2年以内に講習を受講、又は免状の交付を受けている場合は、免状交付日又はその受講日以降における最初の4月1日から起算して3年以内に受講となります。

なお、現在危険物の取扱作業に従事していない方は受講の義務はありません。

2 期日及び場所

会場	期日	場所	所在地
佐賀1	9月6日（金）	アバンセ（どんどんの森）ホール	佐賀市天神3-2-11 TEL 0952-26-0011
唐津	9月11日（水）	高齢者ふれあい会館りふれ ホール	唐津市ニタ子3-155-4 TEL 0955-72-9611
武雄	9月13日（金）	武雄市北方公民館 文化ホール	武雄市北方町大字大崎2217 TEL 0954-36-2515
伊万里	9月18日（水）	伊万里市民センター 文化ギャラリー	伊万里市松島町391-1 TEL 0955-22-3911
鳥栖1	9月20日（金）	サンメッセ鳥栖 ホール	鳥栖市本鳥栖町1819 TEL 0942-84-2121
鳥栖2	9月25日（水）	サンメッセ鳥栖 ホール	鳥栖市本鳥栖町1819 TEL 0942-84-2121
佐賀2	9月27日（金）	アバンセ（どんどんの森）ホール	佐賀市天神3-2-11 TEL 0952-26-0011

- ・ 講習時間は、午後1時30分から午後4時30分まで（受付時間は、午後1時から午後1時30分まで）です。
- ・ 受講申請書には、希望の期日、会場を必ず明記して下さい。
- ・ 災害等により会場が閉鎖された場合等、講習会を延期することがあります。

3 講習内容

- (1) 危険物関係法令に関する事項 1時間
- (2) 危険物の火災予防に関する事項 2時間

4 受講申請書の配布

受講申請書は、佐賀県危険物安全協会、各地区危険物安全協会及び県内各消防本部(消防署)で配布します。

5 受講手続

(1) 受付期間

令和6年7月12日(金)から8月2日(金)までに申し込んで下さい。

郵送の場合は、8月2日の消印があるものまで受け付けます。

持参の場合は、土日祝を除く9時～17時まで。

(2) 提出先

受講申請書に必要事項を記入し、受講手数料として5,300円分の佐賀県収入証紙を貼り付けて、佐賀県危険物安全協会に提出して下さい。

尚、申請書の受付後はいかなる理由があっても受講手数料の返還はできませんので、ご了承ください。

佐賀県収入証紙は、佐賀県庁旧館1階 職員互助会(印紙・証紙販売所)及び県下の各警察署、保健所等で販売しております。

(3) 受講票

受講票は、受講申請書受付事務完了後に送付します。(8月中旬以降を予定しています。)

6 講習当日の携帯品

当日は、危険物取扱者免状と受講票を必ず持参し、当日受付に提出して下さい。

(免状の裏面に講習修了証明をします。但し、写真の書換え期日を過ぎている免状に対しては

講習修了証明の押印はしません。) 写真の書換えは消防試験研究センター佐賀支部 0952-22-5602 まで

7 その他

(1) 受講用テキストは当日配布します。

(2) 受講義務があるにもかかわらず受講しない場合には、消防法第13条の23の規定により消防法令違反点数の措置の対象となり、免状の返納を命じられることがあります。

(3) 講習当日は会場の駐車場が混んで駐車できないことがありますので、なるべく自動車以外の交通機関のご利用をお願いします。

(4) お預かりした個人情報、適正な事務処理のためにのみ使い、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

送付先

佐賀県危険物安全協会

(佐賀県石油協同組合内)

〒840-0843 佐賀市川原町8番27号

(護国神社 平和会館1階)

電話 0952-22-7337

周辺地図

